

岩手中部水道企業団公告第18号

岩手中部水道企業団が発注する業務等について、条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 6年 3月 1日

岩手中部水道企業団

企業長 北上市長 八重樫 浩 文

## 岩手中部水道企業団条件付一般競争入札公告

### 1 入札に付する事項

(1) 件 名 浄水処理薬品 (1kg当たり単価契約)

(番号4号)

- ① 水道用ポリ塩化アルミニウム (普通塩基度) タンクローリー車 (10 t)
- ② 水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (10 t)
- ③ 水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (5 t)
- ④ 水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (3 t)
- ⑤ 水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (1～2 t)
- ⑥ 水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (1～4.5 t)
- ⑦ 水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (10 t)
- ⑧ 水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (5 t)
- ⑨ 水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (2.5～3.5 t)
- ⑩ 水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) 20kgポリ容器又は同等のもの
- ⑪ 水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (1.0t)
- ⑫ 水道用次亜塩素酸ナトリウム (1級) 20kgポリ容器
- ⑬ 水道用液体苛性ソーダ (25%) タンクローリー車 (10 t)
- ⑭ 水道用液体苛性ソーダ (25%) タンクローリー車 (3 t)
- ⑮ 塩酸 (35%) タンクローリー車 (2～3t)
- ⑯ 水道用粉末活性炭 (50%ウェット) 10kgクラフト袋
- ⑰ 水道用ポリ塩化アルミニウム (超高塩基度) タンクローリー車 (10 t)

(2) 納入場所 北上川浄水場ほか

(3) 業 種 水道用ポリ塩化アルミニウムほか

(4) 概 要 浄水処理のため

(5) 納入期限 令和7年3月31日 (月)

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者であること。
- (3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (

平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。

- (4) 入札参加申請書を提出する日から開札の時までの間に、岩手中部水道企業団(以下「企業団」という。)建設工事等の競争入札における指名停止措置基準(平成26年企業団告示第9号)に基づく指名停止等を受けていないこと。
- (5) 市・町税、法人税(個人にあっては申告所得税)、消費税及び地方消費税に未納額がないこと。
- (6) 令和5・6年度岩手中部水道企業団入札参加資格者台帳に登載され、以下の細目において登録されていること。
  - ①～⑤、⑰は「水道用ポリ塩化アルミニウム」
  - ⑥～⑫は「水道用次亜塩素酸ナトリウム」
  - ⑬、⑭は「水道用液体苛性ソーダ」
  - ⑮は「塩酸」
  - ⑯は「活性炭」
- (7) 企業団圏域内に本店、支店又は営業所等を有していること。

### 3 入札参加制限

- (1) 一定の資本関係又は人的関係がある複数の者は、同一の入札に重複して入札参加申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者が入札を行った場合はその全者の入札を無効とする。
- (2) 入札参加希望者がこの制限に対応する目的で連絡を取ることは、企業団入札心得に定める「公正な入札の確保」の規定に抵触するものではない。

### 4 申請書の提出等

- (1) 提出書類 岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加申請書(別記様式1)  
※本入札においては、入札要領に添付の申請書を使用すること
- (2) 提出方法 持参又は郵送(書留、特定記録郵便など、発送と受領が記録される方法により提出されることをお勧めいたします。なお、未到着等につきましては、企業団において一切責任を負いません。)
- (3) 提出先 企業団総務課契約管理係
- (4) 提出期限 令和6年3月8日(金) 午後5時

### 5 設計図書等の閲覧

- (1) 閲覧方法 企業団ホームページからダウンロードのこと
- (2) 閲覧期間 公告日から開札日前日まで

### 6 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 方法及びあて先  
質問書(様式第3号)を企業団総務課契約管理係へFAX(0198-26-3307)又は電子メール(soumuka@iwatetyubu-suido.jp)で提出のこと
- (2) 受付期限 令和6年3月11日(月)正午まで

(3) 回答方法 回答書を企業団ホームページに掲載する

7 現場説明 現場説明は行わない。

## 8 入札方法等

(1) 入札方法 郵便入札

(2) 提出書類 入札書（別記様式2）

※本入札においては、入札要領に添付の入札書を使用すること

(3) 提出方法 一般書留又は簡易書留

(4) 送付先 〒025-0004 岩手県花巻市葛第3地割183番地1

岩手中部水道企業団 総務課 契約管理係

(5) 到着期限 令和6年3月18日（月） 午後5時

## 9 開札

(1) 日時 令和6年3月19日（火） 午前11時30分

(2) 場所 岩手中部水道企業団 会議室

(3) 立会人 開札の立ち合いは不可能

(4) 立会人以外の傍聴 不可能

(5) 落札候補者の決定

有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格の者を落札候補者として決定する。当該候補者が複数となった場合はくじ引きで決定する。

## 10 入札参加資格の有無の確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から2日（土・日、祝日を除く）以内に、次に掲げる資格確認書類を総務課契約管理係に提出しなければならない。

ア 岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第10号）

イ 納入予定物品の品番、仕様等が分かるもの（カタログ等の写し）

(2) 前号の規定により提出された資格確認書類により入札参加資格の審査を経て落札者の決定を行うものとする。なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、その者がした入札を無効とし、次順位者を落札候補者として落札者が決定するまで同様の入札参加資格の確認を行うものとする。

11 予定価格 契約締結後に公表する

12 入札保証金 免除

## 13 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、岩手中部水道企業団契約規程第23条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

#### 14 その他

- (1) 入札参加者は、岩手中部水道企業団条件付一般競争入札説明書、条件付一般競争入札施行要領、入札心得及び郵便入札実施要領等に記載される事項を遵守すること。
- (2) 入札において不正又は不誠実な行為があったと認められるときは、落札者の決定を取り消すことがある。
- (3) 入札関係書類は、企業団ホームページ (<https://www.iwatetyubu-suido.jp/>) からダウンロードすること。

#### 15 担当部署

- (1) 入札に関する事項 総務課契約管理係（電話0198-41-5315）
- (2) 契約後の担当課・係 施設第一課施設管理係（電話0197-62-4219）

## 浄水処理薬品（1kg当たり単価契約）入札要領

(番号4号)

## 1 入札項目

No.	品名	納入方法
①	水道用ポリ塩化アルミニウム（普通塩基度）	タンクローリー車（10t）
②	水道用ポリ塩化アルミニウム（高塩基度）	タンクローリー車（10t）
③	水道用ポリ塩化アルミニウム（高塩基度）	タンクローリー車（5t）
④	水道用ポリ塩化アルミニウム（高塩基度）	タンクローリー車（3t）
⑤	水道用ポリ塩化アルミニウム（高塩基度）	タンクローリー車（1～2t）
⑥	水道用次亜塩素酸ナトリウム（特級）	タンクローリー車（1～4.5t）
⑦	水道用次亜塩素酸ナトリウム（特級）	タンクローリー車（10t）
⑧	水道用次亜塩素酸ナトリウム（特級）	タンクローリー車（5t）
⑨	水道用次亜塩素酸ナトリウム（特級）	タンクローリー車（2.5～3.5t）
⑩	水道用次亜塩素酸ナトリウム（特級）	20kgポリ容器又は同等のもの
⑪	水道用次亜塩素酸ナトリウム（特級）	タンクローリー車（1.0t）
⑫	水道用次亜塩素酸ナトリウム（1級）	20kgポリ容器
⑬	水道用液体苛性ソーダ（25%）	タンクローリー車（10t）
⑭	水道用液体苛性ソーダ（25%）	タンクローリー車（3t）
⑮	塩酸（35%）	タンクローリー車（2～3t）
⑯	水道用粉末活性炭(50%ウェット)	10kgクラフト袋
⑰	水道用ポリ塩化アルミニウム（超高塩基度）	タンクローリー車（10t）

## 2 入札参加申請書

入札参加希望者は、別添の岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加申請書（別記様式1）を公告掲載の期限までに提出すること。

※参加希望欄に○印を記入すること。

## 3 入札方法等

- (1) 本入札には、別添の入札書（別記様式2）を使用すること。それ以外の入札書を使用した場合は無効とする。
- (2) 入札書には、小数点以下1桁までの金額を記載すること。

## 4 契約金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を付けた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(別記様式1)

年 月 日

## 岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加申請書

岩手中部水道企業団

企業長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和6年3月1日付けで入札公告のありました件について入札に参加を希望しますので申請します。

記

1 番号 4号

2 件名 浄水処理薬品 (1kg 当たり単価契約)

No.	品名及び納入方法	参加希望
①	水道用ポリ塩化アルミニウム (普通塩基度) タンクローリー車 (10t)	
②	水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (10t)	
③	水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (5t)	
④	水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (3t)	
⑤	水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (1~2t)	
⑥	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (1~4.5t)	
⑦	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (10t)	
⑧	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (5t)	
⑨	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (2.5~3.5t)	
⑩	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) 20 kg ポリ容器又は同等のもの	
⑪	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (1.0t)	
⑫	水道用次亜塩素酸ナトリウム (1級) 20 kg ポリ容器	
⑬	水道用液体苛性ソーダ (25%) タンクローリー車 (10t)	
⑭	水道用液体苛性ソーダ (25%) タンクローリー車 (3t)	
⑮	塩酸 (35%) タンクローリー車 (2~3t)	
⑯	水道用粉末活性炭(50%ウェット) 10 kg クラフト袋	
⑰	水道用ポリ塩化アルミニウム (超高塩基度) タンクローリー車 (10t)	

※参加希望の欄に○印を記入のこと

3 入札日 令和6年3月19日

# 入札書

岩手中部水道企業団

企業長

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



件名 浄水処理薬品 (1kg当たり単価契約)

(番号4号)

No.	品名及び納入方法	千	百	拾	円	拾銭
①	水道用ポリ塩化アルミニウム (普通塩基度) タンクローリー車 (10t)					
②	水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (10t)					
③	水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (5t)					
④	水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (3t)					
⑤	水道用ポリ塩化アルミニウム (高塩基度) タンクローリー車 (1~2t)					
⑥	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (1~4.5t)					
⑦	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (10t)					
⑧	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (5t)					
⑨	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (2.5~3.5t)					
⑩	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) 20kgポリ容器又は同等のもの					
⑪	水道用次亜塩素酸ナトリウム (特級) タンクローリー車 (1.0t)					
⑫	水道用次亜塩素酸ナトリウム (1級) 20kgポリ容器					
⑬	水道用液体苛性ソーダ (25%) タンクローリー車 (10t)					
⑭	水道用液体苛性ソーダ (25%) タンクローリー車 (3t)					
⑮	塩酸 (35%) タンクローリー車 (2~3t)					
⑯	水道用粉末活性炭(50%ウェット) 10kgクラフト袋					
⑰	水道用ポリ塩化アルミニウム (超高塩基度) タンクローリー車 (10t)					

※金額の頭には「〒」記号を記入又は代表者印を押印すること。

※入札参加申請を行っていない品名には金額を記載しないこと。

※辞退する場合には「辞退」と記載すること。